○経済産業省告示第十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）において分類された業種区分に従って、同号の業種を次のように指定する。

平成二十五年二月八日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　指定業種

家具・建具卸売業

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十五年二月八日から平成二十五年三月三十一日までとする。

○国土交通省告示第百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷下川2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県恵那市上矢作町下

字大沢　五七五番二　一号

五七三番一　二号

五七一番三　三号

五八〇番一八　四号から七号まで

五五四番二　八号

五五三番　九号

五五四九番二　十号

五五一番二　十一号

五五一番一　十二号

五五一番一地先道路敷　十三号

五五〇番七地先河川敷　十四号

五五〇番七　十五号

五五〇番五　十六号

五五〇番二　十七号

五五四八番二　十八号

五四八番二地先河川敷　十九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カラ谷・ワラビノ洞谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県下呂市萩原町尾崎

字四美辻平　九五八番六九六　一号

四四三八番二九　二号

四四三八番一三六　三号

四四三八番四四　四号

四四三八番一二七　五号

四四一一番七　六号

四四一一番二　七号

四四一一番六七　八号

四四一一番三　九号

四四三八番三四　十号

九五八番一二六　十一号

九五八番七五二　十二号

○国土交通省告示第百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の土地の区間の河川敷及び道路敷

兵庫県多可郡多可町加美区豊部

字絵木堂　三三八番及び三三九番

三三九番一

三四一番一及び三四一番二

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塚ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の土地の区間の河川敷及び道路敷

兵庫県豊岡市出石町細見

字塚ヶ谷　六一六番

六一六番一

六一七番及び六一八番

六一八番一

六一九番

六一九番一

六二〇番

六二〇番一及び六二〇番二

六二一番

六二一番一から六二一番三まで

六二二番及び六二三番

六二三番一及び六二三番二

六二五番

一七番一

一八番

一九番一から一九番四まで

二〇番

二一番三及び二一番四

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

池垣川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市一宮町深河谷

字カナゴ　三八六番　一号

三八七番六　十二号

三九三番　十三号

字松ノサキ山　七八七番二〇　二号及び三号

七八七番二一　四号及び五号

七八七番二二　六号

七八七番二三　七号

七八七番一八　八号から十一号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市一宮町上岸田

字野々谷　一三番　一号及び二号

一五番　三号及び四号

四〇番三　五号から九号まで

四〇番一　十号から十六号まで

四〇番二一　十七号

一六番　十八号

一四番一　十九号

一二番　二十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一二谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県美方郡香美町小代区神場

二四八番及び二四九番

二五一番から二五三番まで

二二四番及び二二五番

二二六番一及び二二六番二

二二七番から二二九番まで

二三〇番一

字小谷　二三三番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県美方郡香美町小代区神場

二四〇番　六号

字小谷　二三九番　一号

二三九番一　三号から五号まで

字奥田　一三八番　二十号

一二番

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南多田寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県丹波市柏原町南多田

字谷奥　二〇七二番

二〇七五番から二〇八六番まで

二〇八七番一及び二〇八七番二

二〇八八番二

○国土交通省告示第百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前ノ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市梅田町四丁目

六九〇〇番一　一号から二号まで

六八九八番　三号から五号まで

六八九七番一　六号から七号まで

六八九二番　八号から十七号まで